

# 計量証明書

1/2

00313

〒 080-2461

北海道帯広市西21条北1丁目3-20

株式会社マテック

御中

発行年月日 2016年11月25日  
報告書番号 03201611201134



クリタ分析センター 株式会社  
茨城県つくば市高野台二丁目8番14号  
茨城県知事登録第57号  
環境計量士 中上 政子



試料受付番号	2449	2450	2451	-以下余白-	-以下余白-	試験方法
設備番号	1	2	3			I.JIS-K-0102 II.JIS-K-0101 III.JIS-K-0125 IV.下水試験方法 V.上水試験方法 VI.社内規格
設備分類	---	---	---			
設備名・試料名	地下水 上	地下水 下	浸透水			
試料採取場所	---	---	---			
試料採取年月日	2016/11/10	2016/11/10	2016/11/10			
試料採取時刻	12:30	13:00	13:30			(単位:mg/l)
1 ホリ塩化ビフェニル	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満			昭和46年環告59号付表3
2 鉛	0.01未満	0.01未満	0.01未満			I.54.3
3 カドミウム	0.01未満	0.01未満	0.01未満			I.55.3
4 ひ素	0.01未満	0.01未満	0.01未満			I.61.2
5 水銀	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満			I.66.1.1
6 セレン	0.01未満	0.01未満	0.01未満			I.67.2
7 シアン化合物	0.01未満	0.01未満	0.01未満			I.38.5
8 六価クロム化合物	0.01未満	0.01未満	0.01未満			I.65.2.6
9 トリクロロエチレン	0.002未満	0.002未満	0.002未満			III.5.2
10 テトラクロロエチレン	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満			III.5.2
11 ジクロロメタン	0.002未満	0.002未満	0.002未満			III.5.2
12 四塩化炭素	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満			III.5.2
13 1,2-ジクロロエタン	0.0004未満	0.0004未満	0.0004未満			III.5.2
14 1,1-ジクロロエチレン	0.002未満	0.002未満	0.002未満			III.5.2
15 シス-1,2-ジクロロエチレン	0.004未満	0.004未満	0.004未満			III.5.2
16 1,1,1-トリクロロエタン	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満			III.5.2
17 1,1,2-トリクロロエタン	0.0006未満	0.0006未満	0.0006未満			III.5.2
18 1,3-ジクロロプロペン	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満			III.5.2

アルキル水銀の定量下限値 : 0.0005mg/l

試料採取: 上記客先ご担当者採取  
未満の表記は試料における計量の結果が定量下限値未満であることを示す。

コード	10402	担当者	N10049 安藤 普康(北海道支店)			
送付先	株式会社クリタス 装置部門・装置営業一部・営業一課・受注管理用					

# 計量証明書

2/2

〒 080-2461

00313

北海道帯広市西21条北1丁目3-20

株式会社マテック

御中

発行年月日

2016年11月25日

報告書番号

03201611201134



クリタ分析センター 株式会社

茨城県つくば市高野台二丁目8番14号  
茨城県知事登録第57号  
環境計量士 中上 政子

試料受付番号	2449	2450	2451	-以下余白-	-以下余白-	試験方法
設備番号	1	2	3			I.JIS-K-0102 II.JIS-K-0101 III.JIS-K-0125 IV.下水試験方法 V.上水試験方法 VI.社内規格
設備分類	---	---	---			
設備名・試料名	地下水 上	地下水 下	浸透水			
試料採取場所	---	---	---			
試料採取年月日	2016/11/10	2016/11/10	2016/11/10			
試料採取時刻	12:30	13:00	13:30			(単位:mg/l)
19 チウラム	0.0006未満	0.0006未満	0.0006未満			昭和46年環告59号付表4
20 シマジソ	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満			昭和46年環告59号付表5第1
21 チオベンカルブ	0.002未満	0.002未満	0.002未満			昭和46年環告59号付表5第1
22 ヘンゼン	0.001未満	0.001未満	0.001未満			III.5.2
23 1,4-ジオキサン	0.05未満	0.05未満	0.05未満			昭和46年環告59号付表7第3
24 アルキル水銀	検出されず	検出されず	検出されず			昭和46年環告59号付表2
25 塩化ビニルモノマー	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満			平成9年環告10号付表第1
	-以下余白-	-以下余白-	-以下余白-			

アルキル水銀の定量下限値: 0.0005mg/l

試料採取: 上記客先ご担当者採取  
未満の表記は試料における計量の結果が定量下限値未満であることを示す。

コード	10402	担当者	N10049 安藤 普康(北海道支店)			
送付先	株式会社クリタ 装置部門・装置営業一部・営業一課・受注管理用					